

「研修」と「技能実習」の比較

	研修	技能実習
在留資格	「研修」	「特定活動」
労働者性の有無	入管法上、報酬を受ける活動が禁止されており、制度上は、労働基準法上の「労働者」とはならない	「労働者」 (受入企業と雇用契約を締結)
活動内容	<p>本邦の公私の機関により受入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動</p> <p>特に、「実務研修」においては、生産現場で実際に生産に従事しながら、あるいは実際に販売やサービス業務に携わりながら、技術技能、知識を習得する研修を行う。</p> <p>→外見上は「労働」と区別が困難。</p>	さらに実践的な技術等を修得するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて行う活動
時間外・休日従事等の可否	<p>時間外・休日研修は行えない</p> <p>→所定時間外、休日等に活動を行わせるなど研修ではなく就労活動と認められる行為は不正行為に当たる。</p>	時間外・休日の実習（労働）可
手当、賃金等	<p>生活実費としての研修手当（支払い義務なし）</p> <p>→平均6～7万円</p>	<p>日本人が従事する場合と同等の賃金</p> <p>→平均11万円～12万円</p>
受入れ機関等の責務	生活指導員・研修指導員の配置	
	研修計画の作成・履行	技能実習計画の作成・履行
	宿泊施設の確保	宿泊施設の確保
		労働関係法令等の遵守
団体監理型における団体の責務	第1次受入れ機関は、3か月に1回研修の実施状況について監査を行い、地方入国管理局へ報告	